

社会福祉法人 横浜市西区社会福祉協議会
会 員 規 程

制 定 平成 4 年 3 月 27 日
最新改正 平成 27 年 9 月 30 日
一部改正 平成 29 年 3 月 28 日
一部改正 平成 30 年 3 月 23 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会(以下、「本会」という。)定款33条第3項に基づき、会員に関し必要な事項を定める。

(正会員)

第 2 条 正会員は、次に掲げる会員をもって構成する。なお、正会員は別表 1 及び 2 に定める会費を毎年度納めなければならない。

- (1)第 1 種会員 公私社会福祉事業施設
- (2)第 2 種会員 民生委員児童委員
- (3)第 3 種会員 地区社会福祉協議会
- (4)第 4 種会員 地区連合町内会・自治会及び各自治会・町内会
- (5)第 5 種会員 障害者団体等当事者団体
- (6)第 6 種会員 ボランティア団体・市民活動団体等
- (7)第 7 種会員 その他社会福祉に関係のある団体
- (8)第 8 種会員 社会福祉関係行政機関
- (9)第 9 種会員 学識経験者

(賛助会員)

第 3 条 賛助会員は、本会の趣旨目的に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助するものとする。

(正会員の権利)

第 4 条 正会員は次に掲げる権利を有する。

- (1)各年度の予算、決算、事業計画及び事業報告を受けること
- (2)本会が発行する機関紙、パンフレット等を得ること
- (3)本会の実施する大会、研修会に参加すること
- (4)役員等に出選される資格を有すること

(会 費)

第 5 条 正会員が納める会費は、別表に定めるところにより、毎年度会費を納めなければならない。

- 2 前項で定める会費は、年度の中途にあつて入・退会する場合にあつても月割計算は行わないものとする。

(入 会)

第 6 条 第 1 種、第 2 種、第 3 種、第 4 種、第 5 種、第 6 種及び第 7 種正会員として入会しようとするときは、申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 第 8 種及び第 9 種会員については、会長が推薦し、理事会の承認を得たものとする。

(退 会)

第 7 条 正会員は、次に掲げる場合には、退会したものとする。退会要件を確認した場合には会長に諮り理事会で報告をする。

- (1) 本人より申出があつた場合
- (2) 会員の資格を失つた場合

- (3) 会費を通算 3 年以上未納で、本会から通知をしても払う意思のない場合
- (4) 会の代表者含め連絡先が不明である、または、会自体が衰退・自然消滅により実質活動を行っていない等、会費の請求が出来ない場合
- (5) 除名
- (6) その他、本会会長が認めた場合

2 退会にあたっては、第 7 条 1 項(1)号による退会である場合、または、連絡先が不明である場合を除き、その旨通知をする。

(除 名)

第 8 条 正会員が本会の名誉を汚し、又は趣旨目的に反する行動をしたときは、理事会の議決を経て、除名することができる。ただし、この場合理事会の開催日 5 日前までにその旨を当該会員に文書をもって通知し、かつ理事会において弁明する機会を与えなければならない。

(委 任)

第 9 条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 10 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。なお、第 7 条 1 項の(3)、(4)、(6)号、及び第 7 条 2 項の規程については、平成 25 年 4 月 1 日まで遡り、適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

(別表1)

【正会員】

種 別	会 費
第 1 種会員(公私社会福祉事業施設)	10,000 円
第 2 種会員(民生委員児童委員)	1,000 円
第 3 種会員(地区社会福祉協議会)	5,000 円
第 4 種会員(地区連合町内会・自治会及び各自治会・町内会)	別表2
第 5 種会員(障害者団体等当事者団体)	5,000 円
第 6 種会員(ボランティア団体・市民活動団体等)	5,000 円
第 7 種会員(その他社会福祉に関係のある団体)	5,000 円
第 8 種会員(社会福祉関係行政機関)	免 除
第 9 種会員(学識経験者)	免 除

【賛助会員】

種 別	会 費
個 人	(一口) 1,000 円
世 帯	(一口) 100 円
法 人	(一口) 5,000 円

別表2

名 称	会費額
各連合町内会・自治会	5,000円

会費対象世帯数	会費額
100世帯未満	1,000円
100世帯以上200世帯未満	2,000円
200世帯以上300世帯未満	2,500円
300世帯以上400世帯未満	3,000円
400世帯以上500世帯未満	4,000円
500世帯以上600世帯未満	4,500円
600世帯以上	5,000円